

(写)

埼労基発 0713 第 2 号
令和 4 年 7 月 13 日

埼玉県内の飲食店を運営する事業者 殿

埼玉労働局労働基準部長

飲食店における労働災害防止対策の徹底について（協力依頼）

令和 3 年の労働災害による休業 4 日以上死傷者数は 149,918 人（前年比 14.3%増、平成 29 年比 24.5%増）と平成 10 年以降で最多となりました。

特に、飲食店については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、長期間の営業自粛が数度にわたって要請されたほか、生活スタイルの変化に伴うフードデリバリー需要が急激に増大したこと等により、取り巻く状況が大きく変化し、その影響による労働災害の増加が見られるところです。

新型コロナウイルスの感染状況は、今後も予断を許さない状況にありますが、飲食店の店舗営業が平常化し、テイクアウト・デリバリー営業が並行して行われること等が予想され、作業に不慣れな方が働くことによる労働災害の増加が懸念されます（別紙 1 参照）。

つきましては、同封のリーフレット及び埼玉県警察作成資料（下記 2 参照）を活用し、各店舗の従業員に対する教育等により周知を実施していただきますようお願いいたします。

なお、同封のリーフレット及び埼玉県警察作成資料は下記 2 に掲載しております。

記

1 同封のリーフレット

- 飲食店の労働災害を防止しよう
- スベっちゃダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防
- 交通事故ハザードマップ 2022（埼玉県警察作成資料）

2 埼玉労働局ホームページの情報

URL :

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/topics/2022/20220714-00.html



